

認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業

の御案内

徘徊のおそれのある認知症の方へ靴ステッカーを配布します。(申請方法は裏面へ)

※認知症により一人歩き(徘徊)をするおそれのある方が行方不明になった際に早期発見、事故の未然防止のため、個人を特定する番号をつけた靴ステッカーを無料で配布します。

靴の爪先に蛍光色の反射ステッカーを貼付け



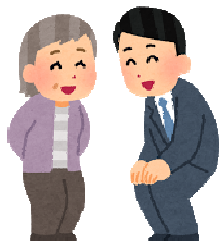
さんじょう 00●

靴のかかとに付番した蛍光色の反射ステッカーを貼付け



万が一、行方不明になったときの早期発見、保護に活用!!

地域住民の方が見守りをするための目印になる!!



～地域の皆様へ～

靴ステッカーを貼った方が困っているときなどは声掛けをお願いします。



「こんにちは」「どちらへお出かけですか」「大丈夫ですか」

特に次のような様子がみられたら、声を掛けてみてください。

- 夜間や早朝などにひとりでいるとき
- 道端などに座り込んでいるとき
- 赤信号でも横断しようとしたり、車道を歩くなどの危険な行動がみられたとき
- 困ったような様子がみられたとき

声を掛けても明確な回答が得られない場合は、ためらわずに110番または三条警察署 (Tel 33-0110) に連絡してください。

申請に関するお問合せ

三条市福祉保健部高齢介護課
介護保険係

住所 三条市旭町二丁目3番1号
TEL 0256-34-5476

認知症高齢者等靴ステッカー見守り事業の利用申請について

対象者

徘徊リスクの高い認知症高齢者等（若年性認知症を含む）
※認知症の症状である記憶障がい等により、外出後に自宅に戻ることができず、行方不明になる可能性がある高齢者等。医師の診断がない場合でも、上記同様の行動が見られる方は対象になります。

申請者

上記の対象者を介護している家族、対象者本人、後見人

申請に必要な物

対象者本人の全身が写っているL版サイズの写真（提出いただいた写真は返却いたしません）、申請者と対象者本人の身分証明書（マイナンバーカード、介護保険被保険者証等）、認印（氏名を自署する場合は省略できます）

◆靴ステッカー申請の際には、本人の氏名や住所、特徴、緊急連絡先等を市に登録いただきます。登録した情報は、あらかじめ警察署や消防等に情報提供し、万が一行方不明になった際の、捜索に役立ちます。登録情報は、約1年ごとに確認いたします。

申請から靴ステッカー配布、個人情報事前登録までの流れ

①市役所高齢介護課またはお近くの地域包括支援センターへ上記の申請に必要な物をお持ちください。

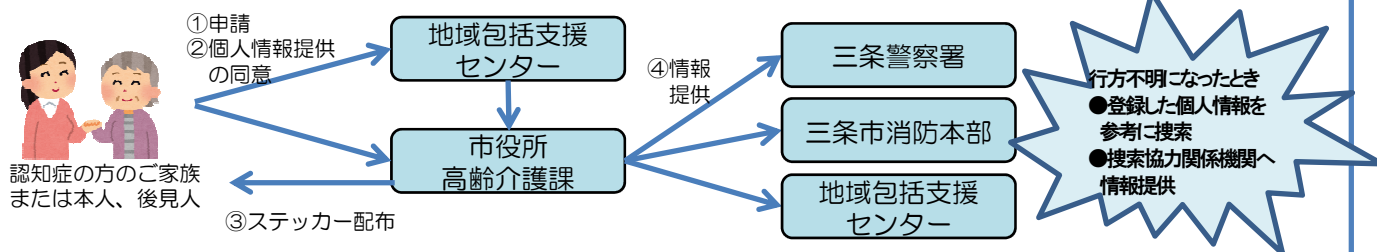
*どうしても窓口に来ることができない場合は、ケアマネジャーを通して、申請することもできますので、御相談ください。

②窓口に備付けの申請書に記入し提出します。
その際、関係機関へ個人情報の提供について同意いただきます。



③付番した靴ステッカー10足分を市から郵送します。

④申請書に記入いただいた内容を、市から関係機関へ情報提供します。



申請に関するお問合せ

三条市福祉保健部高齢介護課
介護保険係

住所 三条市旭町二丁目3番1号
TEL 0256-34-5476

三条市地域 包括支援 センター

三条市地域包括支援センター嵐北

TEL 0256-36-0620

三条市地域包括支援センター嵐南

TEL 0256-36-5001

三条市地域包括支援センター東

TEL 0256-38-4455

三条市地域包括支援センター栄

TEL 0256-45-7600

三条市地域包括支援センター下田

TEL 0256-46-3193